

令和 5 年 度

第 4 回西条市地域公共交通活性化協議会

( 書 面 開 催 )

資 料

1 報告事項

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

2 協議事項

(議題 1) 東予地域、黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行計画(案)について

(議題 2) 令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の事業評価について

※ 参考資料

- 事業評価とは
- 西条市地域公共交通活性化協議会規約

【報告事項】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

備考欄記載のとおり、本協議会委員の変更がございましたので報告します。就任後の本協議会の委員名簿は以下のとおりです。

令和5年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和5年11月28日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役員	委員			備考
		機関・団体	役職名	氏名	
第1号	会長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	越野 美智子	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	取締役運輸部長	川田 卓哉	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	吉岡 勉	委嘱日：11月28日 変更事由：役員改選
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	矢野 裕紀	
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	東山 健二	
第3号		西条警察署	交通調査官	伊藤 誠悟	
		西条西警察署	交通課長	井上 哲也	
	副会長	西条市連合自治会	会長	難波江 覚	
		西条市老人クラブ連合会	会長	曾我部 壽恵廣	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	木藤 清	
	監事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	一色 利彦	
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	松浦 和仁	
アドバイザー		愛媛大学大学院理工学研究科	准教授	倉内 慎也	
		香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔	
		松山大学法学部法学科	准教授	甲斐 朋香	

## 【協議事項】

### (議題1)

#### 東予地域、黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行計画(案)について

### 東予地域デマンド型乗合タクシー運行計画(案)

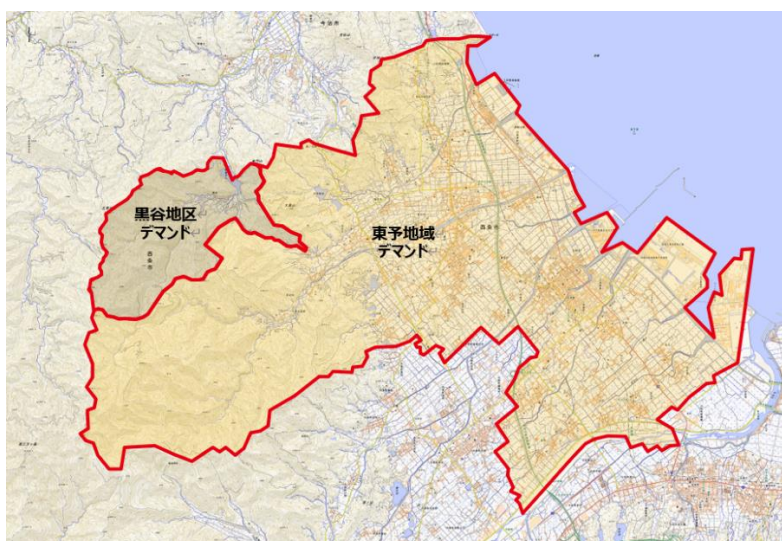
#### 1. 営業区域

営業区域：西条市東予地域 {黒谷(庄内地区の一部運行区間)を除く}

#### 2. 運行系統又は運送の区間

東予地域の利用は、各運行(営業)区域内に限るとともに、自宅(付近)及び旅客が指定する施設(医療施設・商業施設・公共施設・駅バス停留所・金融機関)間の移動とする。

No	運送の区間	乗降場所
①	壬生川地区から庄内地区までを運送する。 (明理川・石田・石延・今在家・円海寺・大新田・大野・上市・川之内・河原津・河原津新田・喜多台・楠・国安・桑村・実報寺・周布・新市・新町・高田・玉之江・且之上・壬生川・広江・広岡・福成寺・北条・三津屋・三津屋東・三津屋南・宮ノ内・三芳・安用・安用出作・吉田) 壬生川～周布～吉井～多賀～国安～吉岡～三芳～楠河～庄内	区域内の 交通結節点(バス停留所・駅) 医療施設(病院・診療所・歯科医院) 商業施設(各種小売店・飲食店・理美容室) 公共施設(市役所・公民館・福祉施設・文化スポーツ施設・保育所・幼稚園・小中高等学校等) 金融機関(銀行・信用金庫・農協・郵便局)



▲運行区域図

### 3. 運賃（料金）の種類、額及び適用方法

1乗車500円（中学生以上）、250円（小学生以下）

※未就学児は大人（保護者）1名につき1人無料。

### 4. 運行日・発車時刻・受付時間・予約時間

No	区域（路線）	運行日	発車時刻	運行時間帯	予約受付時間
①	壬生川～周布～吉井～多賀～国安 ～吉岡～三芳～楠河～庄内	毎週	9:00	9:00～16:00	前日 16:00 まで
		月曜日	11:00		前日 16:00 まで
		木曜日	13:00		当日 10:00 まで
			15:00		当日 10:00 まで

※運行日が12月29日～1月3日は運休。

### 5. 運行開始予定日 令和6年10月1日

### 6. 運行事業者

常盤タクシー 株式会社、有限会社 東豫タクシー

# 黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行計画（案）

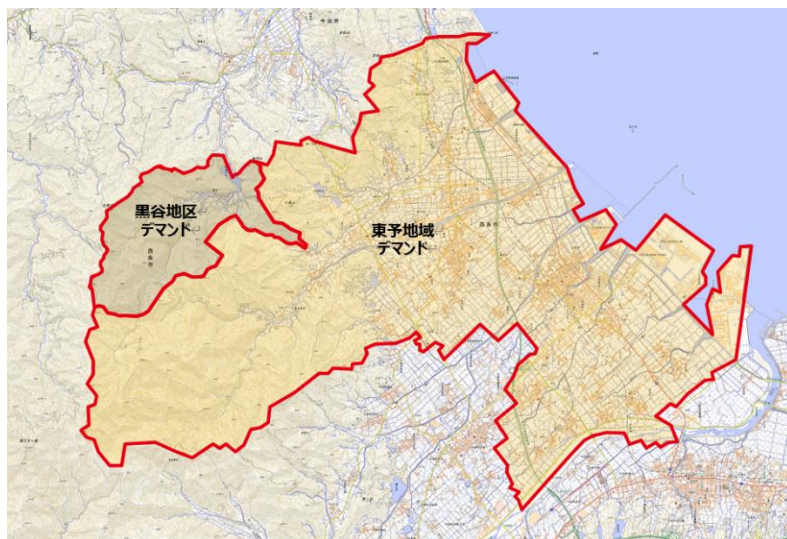
## 1. 営業区域

営業区域：西条市黒谷（庄内地区の一部運行区間）～東予地域

## 2. 運行系統又は運送の区間

東予地域の利用は、各運行（営業）区域内に限るとともに、自宅（付近）及び旅客が指定する施設（医療施設・商業施設・公共施設・駅バス停留所・金融機関）間の移動とする。

No	運送の区間	乗降場所
①	<p>黒谷地区から東予地域までを運送する。</p> <p>（明理川・石田・石延・今在家・円海寺・大新田・大野・上市・川之内・河原津・河原津新田・喜多台・楠・国安・黒谷・桑村・実報寺・周布・新市・新町・高田・玉之江・旦之上・壬生川・広江・広岡・福成寺・北条・三津屋・三津屋東・三津屋南・宮ノ内・三芳・安用・安用出作・吉田）</p> <p>壬生川～周布～吉井～多賀～国安～吉岡～三芳～楠河～庄内</p>	<p>区域内の</p> <p>交通結節点（バス停留所・駅）</p> <p>医療施設（病院・診療所・歯科医院）</p> <p>商業施設（各種小売店・飲食店・理美容室）</p> <p>公共施設（市役所・公民館・福祉施設・文化スポーツ施設・保育所・幼稚園・小中高等学校等）</p> <p>金融機関（銀行・信用金庫・農協・郵便局）</p>



▲運行区域図

## 3. 運賃（料金）の種類、額及び適用方法

1乗車500円（中学生以上）、250円（小学生以下）

※未就学児は大人（保護者）1名につき1人無料。

4. 運行日・発車時刻・受付時間・予約時間

No	区域（路線）	運行日	発車時刻	運行時間帯	予約受付時間
①	壬生川～周布～吉井～多賀～国安 ～吉岡～三芳～楠河～庄内	毎週	9:00	9:00～16:00	前日 16:00 まで
		火曜日	15:00		当日 10:00 まで

※運行日が12月29日～1月3日は運休。

5. 運行開始予定日 令和6年10月1日

6. 運行事業者

常盤タクシー 株式会社、有限会社 東豫タクシー

## （議題 2）

### 令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価について

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用した路線について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するため、事業の実施状況等を振り返り評価するもので、本協議会において一次評価（自己評価）を行う必要があることから、別添のとおり事業評価を行い、四国運輸局に提出を行う。※評価対象：令和 5 年度（令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 5 年 9 月 3 0 日まで）運行分

#### ○ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）について

過疎地域や山村振興地域等の交通不便地域から市街地の主要な鉄道駅やバス停等に接続する路線バスにおいて、利便性の向上を目的とした路線の見直しをはじめ、国が定める要件を満たした路線等で、生活交通確保維持改善計画に位置付けられたものについて、国から運行費の一部に対して補助を受けられる制度。

#### ○ 評価対象路線について

##### ・せとうち周桑バス株式会社 保井野線（平成 2 8 年度より補助対象）

<これまでの取り組み>

平成 2 7 年 1 0 月 1 日 路線変更

- ・白坂への延伸
- ・新たに産業道路を通して「周ちゃん広場」を經由
- ・平成 2 9 年 1 0 月 1 日 運行回数・時刻変更
- ・周桑営業所から保井野集会所の 1 便目については、利用状況等から廃止
- ・令和 5 年 9 月末 廃線

##### ・瀬戸内運輸株式会社 西之川線（2 系統）（平成 2 8 年度より補助対象）

<これまでの取り組み>

平成 2 8 年 4 月 2 0 日 路線変更

- ・伊予西条駅を起終点とした市街地循環的役割を担う路線とした。
- 令和 3 年 4 月 1 日 運行回数変更
- ・ 6:54 西之川発西条駅前行の便を日祝運休から土日祝運休に変更した。

○ これまでの補助実績

(単位：千円)

路 線	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (予定額)
保 井 野 線	2,375	3,431	4,020	5,515	4,986	4,484
西 之 川 線	3,296	5,199	6,846	9,458	8,115	7,017
加 茂 線	1,952	2,531	4,107			
合 計	7,623	11,161	14,973	14,973	13,101	11,501

※ 市区町村毎の補助金交付額は、対象路線の補助対象経費の合計の 1/2 と、人口規模や各種計画策定状況に基づき算出された国庫補助上限額のいずれか少ない方の額で、西条市の場合は、後者にて算出している。

※ 加茂線は、令和 2 年 9 月 3 0 日をもって廃止。